

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	21	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	根拠条項	第9条第2号	許認可等の内容	再生利用業者(収集運搬)の指定
愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則 (再生輸送業者の指定の申請等) 第2条 3 知事は、第1項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、省令第9条第2号の指定をしないものとする。 (1) 申請者が再生利用されることが確実な産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)を排出する事業者のみからその運搬の委託を受ける者であること。 (2) 再生輸送業(再生輸送を行う業をいう。以下同じ。)の用に供する施設が省令第10条第1号に掲げる基準に適合するものであること。 (3) 申請者(法人にあっては、その代表者又はその業務を行う役員)又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が再生輸送業を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者であること。 (4) 申請者が再生輸送業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する者であること。 (5) 再生輸送が営利を目的としないものであること。 (6) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。 (7) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 (8) 申請者が第6条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。					